「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」の一部改正に際し、
意見公募手続を実施しなかった理由について

令和8年8月 21 日
国土交通省不動産・建設経済局

今般一部改正された「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」については、行政手続法（平成5年法律第 88 号）第 39 条第4項第8号に基づく行政手続法施行令（平成6年政令第 265 号）第4条第2項第1号及び第2号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

〇行政手続法（平成5年法律第 88 号）（抄）
（意見公募手続）
第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
2・3 （略）
4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一～七 （略）
八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

〇行政手続法施行令（平成6年政令第 265 号）（抄）
（意見公募手続を実施することを要しない命令等）
第四条 （略）
2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更